

通達甲（総. 企. 管）第12号

昭和43年5月11日

存 続 期 間

部長、参事官  
各 殿  
所属 長

総 務 部 長  
交 通 部 長  
防 犯 部 長

#### 警視庁行政処分取扱規程の制定について

このたび、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）が制定され、昭和43年5月15日から施行されることになったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 東京都公安委員会行政処分取扱並びに聴聞規程の制定について（昭和32年8月5日通達甲（総企企）第39号）
- 2 東京都公安委員会行政処分取扱並びに聴聞規程の一部改正について（昭和35年8月1日通達甲（総. 企. 企1）第12号）
- 3 東京都公安委員会行政処分取扱並びに聴聞規程の一部改正について（昭和41年9月10日通達甲（総. 企. 事）第25号）
- 4 東京都公安委員会行政処分取扱並びに聴聞規程の一部改正について（昭和41年1月1日通達甲（総. 企. 事）第33号）

記

#### 第1 規程制定の趣旨

東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する許可、免許等の取消または停止等の行政処分（以下「処分」という。）の取扱いについては、これまで東京都公安委員会行政処分取扱並びに聴聞規程（昭和32年8月5日東京都公安委員会規程第8号。以下「聴聞規程」という。）により行なわれてきたのであるが、このたび、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正および東京都公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和43年5月11日東京都公安委員会規則第7号）の制定により、従来公安委員会の行なっていた処分のうち、運転免許の保留および効力の停止に関する事務が警視總監に委任されたので、これに即応して聴聞規程中の聴聞等に関する手続事項は、「聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則（昭和43年5月11日東京都公安委員会規

則第8号)」として制定され、同規程中の処分取扱いに関する事項は警視庁行政処分取扱規程（以下「規程」という。）として制定されたものである。

したがって、聴聞規程は廃止された。

## 第2 規程解釈上の留意点

### 1 処分種別について（第2条）

#### (1) 教習所の指定の解除

特例教習実施施設及び指定自動車教習所についての処分は、それぞれ教習所としての営業自体についてはなんら制限を行い得ないものであり、あくまで指定解除処分をいうものである。

#### (1)の2 指定講習機関の指定の取消し

指定講習機関の指定の取消しは、指定自動車教習所の指定自体に変更を加えるものではなく、また、教習所としての営業自体に制限を加えるものではない。

#### (2) 銃砲等又は刀剣類の仮領置

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第25条による仮領置処分は、本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類を警察署長の権限で行う処分であり、また、同法第26条第2項によるいわゆる緊急事態における仮領置処分は、特定時期において地域及び期間を定めて制限する告示の公布後において必要の都度行われる処分であり、特に細部についての手続をあらかじめ定めておく必要が認められないので、規程から除外されたものである。

#### (3) 火薬類の運搬等に関する緊急措置

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条による緊急措置は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときに行われる処分であり、特に細部についての手続をあらかじめ定めておく必要が認められないので、規程から除外されたものである。

### 2 処分上申上の留意点について（第4条、第5条）

#### (1) 上申事案の検討

処分は、それぞれの種別により行政目的の達成上行なうのであるが、反面、被処分者にとっては死活問題ともなるものであるから、上申にあたっては、その影響度、法令の目的に反する度合い等を総合的に勘案するとともに、それぞれの事案に関しての証拠を収集し、内容を的確には握する等処分が公正かつ妥当に行なわれるよう慎重に取り扱うこと。

#### (2) 司法処分との関係

処分をすることとなる事案は、司法処分に付することとなるものに限定されず、司法処分とともに行なうことはもちろんのこと、この処分のみをも行ないうるものであるから、いずれによるかは、その処分をすることとなる事案の内容、常習性その他の情状等からして、処分目的が達し得られるよう総合的に検討のうえ上申すること。

(3) 上申に際しての添付書類

処分上申の際に添付する書類で供述調書、答申書、送致書、検証調書等は、正本は刑事訴訟法上の司法書類として作成送付されるので、ここでの書類は主としてその謄本をさすものである。

3 処分決定後の処理について（第13条、第15条、第16条）

質屋営業、古物営業、警備業、探偵業、ストーカー行為、風俗営業等、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供、指定射撃場等、銃砲等又は刀剣類、猟銃用火薬類等、デートクラブ営業及び利用カード販売業、インターネット異性紹介事業、特定異性接客営業及び特定衣類着用飲食店営業並びにインターネット端末利用営業に関するものの処分が決定されたときは、生活安全部長は別記様式第1により上申した警察署長に対して通知すること。

通知を受けた警察署長は、被処分者に対し達書を交付するとともに、じ後の視察を徹底し、処分執行の適正を図らなければならない。この場合において、その処分執行の結果を別記様式第2又は別記様式第2の2により主管課長を經由して生活安全部長に報告すること。

第3 運用上の留意事項

1 放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分の上申は、適合命令については規程様式第6の3、登録の取消しについては規程様式第6の4により、事案を取り扱った警察署長から駐車対策課長（警視庁放置駐車対策センター（以下「放置駐車対策センター」という。）企画運用係）を経て公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、駐車対策課長（放置駐車対策センター企画運用係）が行う。

1の2 駐車監視員資格者証の交付を受けた者に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分の上申は、規程様式第6の5により、事案を取り扱った警察署長から駐車対策課長（放置駐車対策センター企画運用係）を経て公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、駐車対策課長（放置駐車対策センター企画運用係）が行う。

1の3 運転免許に関するものの取扱い

運転免許に関するものの取扱いについては、別に定めるところによる。

## 2 安全運転管理者又は副安全運転管理者に関するものの取扱い

### (1) 上申について

ア 処分上申は、規程様式第8により事案を取り扱った警察署長等から、交通総務課長（交通安全組織係）を経て公安委員会に上申すること。

イ 処分の上申は、法令違反、交通事故を問わず速やかに事案の真相を究明の上、被処分者の送致見込みがつき次第行うこと。

### (2) 上申に際しての添付書類

#### ア 法令違反の場合

(ア) 交通事件原票（乙）及び被疑者供述調書の写し。ただし、重量超過については、積載重量超過違反者自認書の写しを、酒酔い運転については、鑑識カードの写しを添付すること。

なお、酒酔い運転の場合において、検知を拒否した事案又は特別の理由があつて当時検知できなかった事案については、鑑識カードの化学判定の欄を空欄とし、捜査報告書等を添付してその状況を明らかにすること。

#### イ 交通事故の場合

関係者の供述調書の写しその他特に事案の証拠として必要と認められるもの

### (3) 処分の執行処理

ア 処分の執行は、原則として交通総務課長（交通安全組織係）が行なう。

イ 交通総務課長において執行できない場合は、自動車の使用の本拠を管轄する警察署長に執行させることができる。この場合、交通総務課長は、警察署長に対し執行依頼書に解任命令書を添えて送付するものとする。

## 2の2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（以下「読替え後の道路交通法」という。）の安全運転管理者又は副安全運転管理者に関するものの取扱い

### (1) 上申について

処分上申は、法令違反、交通事故を問わず規程様式第8により事案を取り扱った警察署長等から、交通総務課長（交通安全組織係）を経て公安委員会に上申すること。

### (2) 上申に際しての添付書類

#### ア 法令違反の場合

自動車運転代行業取扱要綱（平成14年11月18日通達甲（交. 総. 組）第19号）別記様式第30号の「自動車運転代行業を営む者の業務に関して行われた交通違反等登録票」（以下「交通違反等登録票」という。）、交通事件原票（乙）及び被疑者供述調書の写しその他処分対象事案の事実証明に必要な資料。ただし、重量超過については積載重量超過違反者自認書の写しを、酒酔い運転については鑑識カードの写しを添付すること。

なお、酒酔い運転の場合において、検知を拒否した事案又は特別の理由があつて当時検知できなかった事案については、鑑識カードの化学判定の欄を空欄とし、捜査報告書等を添付すること。

イ 交通事故の場合

関係者の供述調書の写しその他特に事案の証拠として必要と認められるもの

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うものとする。この場合、交通総務課長は、警察署長に対し自動車運転代行業取扱要綱別記様式第27号の「行政処分等執行依頼書」及び東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）別記様式第9号又は別記様式第10号の「解任命令書」を添えて送付するものとする。

2の3 最高速度違反車両の使用者に対する指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

次に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

ア 交通切符又は交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し

イ 現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）又は実況見分調書の写し

ウ 速度測定記録書、速度違反認知（現認）カード等の写し

エ 最高速度違反登録票（乙）

オ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこと。

2の3の2 過積載車両の使用者に対する指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

次に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

ア 交通切符又は交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し

イ 通行指示・応急措置報告書（乙）

ウ 重量測定結果記録書の写し

エ 供述調書（被疑者、参考人）の写し

オ 現認報告書、捜査報告書、送致書、実況見分調書等の写し

カ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこと。

2の3の3 過労運転車両の使用に対する指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

ア 現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）又は実況見分調書等の写し

イ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこと。

2の3の4 読替え後の道路交通法による最高速度違反車両の指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

次に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

ア 交通違反等登録票

イ 交通切符又は交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し

ウ 現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）又は実況見分調書の写し

エ 速度測定記録書、速度違反認知（現認）カード等の写し

オ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

2の3の5 読替え後の道路交通法による過積載車両の指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

次に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

- ア 交通違反等登録票
- イ 交通切符又は交通反則切符 2 枚目（交通事件原票）の写し
- ウ 通行指示・応急措置報告書（乙）
- エ 重量測定結果記録書の写し
- オ 供述調書（被疑者、参考人）の写し
- カ 現認報告書、捜査報告書、送致書、実況見分調書等の写し
- キ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

2の3の6 読替え後の道路交通法による過労運転車両の指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

- ア 交通違反等登録票、現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）又は実況見分調書の写し
- イ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

2の3の7 車両の使用制限等に関するものの取扱い

(1) 上申等について

ア 下命・容認に係る事案

処分上申は、規程様式第8の3により、事案を取り扱った警察署長等から自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に係るものは駐車対策課長（放置駐車対策センター使用制限係）、その他の違反に係るものは交通執行課長（執行第二係）を経て公安委員会に上申すること。

イ 指示に係る事案

処分上申は、規程様式第8の3により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

ウ 放置違反金の納付命令に係る事案

処分報告は、規程様式第8の5により、駐車対策課長（放置駐車対策センター使用制限係）から公安委員会に報告すること。

(2) 上申等に際しての添付書類

ア 下命・容認に係る事案

事件記録の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

イ 指示に係る事案

前記2の3の(2)、2の3の2の(2)又は2の3の3の(2)に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付するほか、交通法令違反事件簿及び指示書の写しを添付すること。

ウ 放置違反金の納付命令に係る事案

当該使用制限基準に該当することとなつた納付命令及び使用制限の前歴等が記載されている書類を添付すること。

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこと。

(4) 処分の執行依頼

処分の執行依頼は、公安委員会の処分決定後、被処分者及び当該処分に係る車両の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に移転したときに行うこととし、この場合は、規程様式第15の2の3に車両の使用制限書、標章その他の関係書類を添付して依頼すること。

(5) 標章の除去申請の受理及び撤去

標章の除去申請の受理及び標章の除去は、原則として当該処分を執行した警察署長が行うこと。

2の3の8 読替え後の道路交通法による車両の使用制限等に関するものの取扱い

(1) 上申について

ア 下命・容認に係る事案

処分上申は、規程様式第8の3により、事案を取り扱つた警察署長等から読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為に係るものは駐車対策課長（放置駐車対策センター使用制限係）、その他の違反に係るものは交通執行課長（執行第二係）を経て公安委員会に上申すること。

イ 指示に係る事案

処分上申は、規程様式第8の3により、交通執行課長（執行第二係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

ア 下命・容認に係る事案

事件記録の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

イ 指示に係る事案

前記2の3の4の(2)、2の3の5の(2)又は2の3の6の(2)に掲げる



書類の全部又は一部を必要に応じて添付するほか、交通法令違反事件簿及び指示書の写しを添付すること。

(3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

(4) 処分の執行依頼

処分の執行依頼は、公安委員会の処分決定後、被処分者及び当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地が他の公安委員会の管轄区域内に移転したときに行うこととし、この場合は、規程様式第15の2の3に車両の使用制限書、標章その他の関係書類を添付して依頼すること。

(5) 標章の除去申請の受理及び撤去

標章の除去申請の受理及び標章の除去は、原則として当該処分を執行した警察署長が行うこと。

2の3の9 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の7の2により、交通総務課長（モビリティ戦略第一係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申基準

道路交通法第108条の3の5第1項に該当するとき。

(3) 上申に際しての添付書類

ア 交通事故の場合

(ア) 規程様式第6の2

(イ) 事件記録の写し

(ウ) その他事実の証明に必要な資料

イ 交通違反の場合

(ア) 交通切符又は交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し

(イ) 前アに規定する添付書類

(4) 処分の執行処理

処分の執行は、公安委員会の決定に基づき、交通総務課長が被処分者に規程様式第13の14の2を交付することにより行うものとする。ただし、これにより難いと交通総務課長が認める場合は、被処分者の住所地を管轄する警察署長にこれを行わせることができる。

(5) 処分の執行依頼等

ア 命令通知書の送付

交通総務課長は、被処分者の住所地が道府県公安委員会の管轄区域内にある場合は、規程様式第13の14の4を作成の上、当該道府県公安委員会に対し、講習

の受講命令を決定した旨の通知を行わなければならない。

イ 執行依頼

前アの場合において、交通総務課長は、規程様式第13の14の2及び前記(3)に規定する添付書類を添付の上、当該道府県公安委員会に対し、処分の執行を依頼するものとする。ただし、処分に係る者が公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合は、この限りでない。

ウ 執行依頼の受理

交通総務課長は、道府県公安委員会から処分の執行依頼を受けた場合は、前(4)の規定に準じて処分を執行するものとする。

2の3の10 自転車運転者講習の受講命令に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の7の3により、交通総務課長(交通安全対策第二係)から公安委員会に上申すること。

(2) 上申基準

道路交通法第108条の3の5第2項に該当するとき。

(3) 上申に際しての添付書類

ア 交通事故の場合

- (ア) 規程様式第6の2の2
- (イ) 事件記録の写し
- (ウ) その他事実の証明に必要な資料

イ 交通違反の場合

- (ア) 交通事件原票(乙)の写し
- (イ) 前アに規定する添付書類

(4) 処分の執行処理

処分の執行は、公安委員会の決定に基づき、交通総務課長が被処分者に規程様式第13の14の3を交付することにより行うものとする。ただし、これにより難いと交通総務課長が認める場合は、被処分者の住所地を管轄する警察署長にこれを行わせることができる。

(5) 処分の執行依頼等

ア 命令通知書の送付

交通総務課長は、被処分者の住所地が道府県公安委員会の管轄区域内にある場合は、規程様式第13の14の5を作成の上、当該道府県公安委員会に対し、講習の受講命令を決定した旨の通知を行わなければならない。

イ 執行依頼

前アの場合において、交通総務課長は、規程様式第13の14の3及び前記(3)に規定する添付書類を添付の上、当該道府県公安委員会に対し、処分の執行を依頼

するものとする。ただし、処分に係る者が公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合は、この限りでない。

ウ 執行依頼の受理

交通総務課長は、道府県公安委員会から処分の執行依頼を受けた場合は、前(4)の規定に準じて処分を執行するものとする。

2の3の11 運転代行業法による認定の取消しに関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の11の2により交通総務課長(交通安全組織係)から公安委員会に上申すること。

(2) 上申基準

運転代行業法第7条に該当するとき。

(3) 上申に際しての添付書類

ア 事件記録の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

イ 認定申請関係書類の写し

ウ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(4) 処分の執行処理

認定の取消処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

(5) 東京都知事に対する協議及び同意

交通総務課長(交通安全組織係)は、自動車運転代行業者の認定の取消処分をする場合は、規程様式第13の29により、あらかじめ、東京都知事に協議し、その同意を得ること。

2の3の12 運転代行業法による営業の停止の指示に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2により、交通総務課長(交通安全組織係)から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

ア 運転代行業法違反に係る事案

現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書(被疑者、参考人)又は実況見分調書の写し

イ 読替え後の道路交通法の安全運転管理者又は副安全運転管理者に係る事案

前記2の2の(2)に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付するほか、交通法令違反事件簿の写しを添付すること。

ウ 読替え後の道路交通法の下命・容認に係る事案

事件記録の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

エ 読替え後の道路交通法の最高速度違反車両又は過労運転違反車両の指示に係る

## 事案

前記2の3の4の(2)又は2の3の6の(2)に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付するほか、交通法令違反事件簿の写しを添付すること。

オ 読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為に係る事案

当該行為に係る事案の事実を証明する書類を添付すること。

カ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

### (3) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

### (4) 処分の執行依頼等

#### ア 執行依頼

当該処分に係る自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地が、他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、交通総務課長(交通安全組織係)は、弁明の機会の付与を終了している場合を除き、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)別記様式第6号の「処分移送通知書」に係る書類を添付して、当該公安委員会に依頼すること。

#### イ 執行受理及び処理

交通総務課長(交通安全組織係)は、運転代行業法第25条第2項により他の公安委員会から処分移送通知書及び関係書類を受理した場合は、弁明の機会を付与し、処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

### (5) 東京都知事に対する通知

交通総務課長(交通安全組織係)は、自動車運転代行業者に指示処分をしたときは、その旨を規程様式第13の28により東京都知事に通知すること。

## 2の3の13 運転代行業法による営業の停止に関するものの取扱い

### (1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の11の2により交通総務課長(交通安全組織係)から公安委員会に上申すること。

### (2) 上申基準

運転代行業法第23条に該当するとき。

### (3) 上申に際しての添付書類

ア 事件記録の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

イ 認定申請関係書類の写し

ウ 前記2の2の(2)、2の3の4の(2)、2の3の6の(2)、2の3の8の(2)

のア又は2の3の12の(2)に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付す

るほか、交通法令違反事件簿及び指示書の写しを添付すること。

エ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(4) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

(5) 処分の執行依頼等

ア 執行依頼

当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地が他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、交通総務課長（交通安全組織係）は、弁明の機会の付与が終了している場合を除き、処分移送通知書に関係書類を添付して依頼すること。

イ 執行受理及び処理

交通総務課長（交通安全組織係）は、運転代行業法第25条第2項により、他の公安委員会から処分移送通知書及び関係書類を受理した場合は、弁明の機会を付与し、処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

(6) 東京都知事に対する協議及び営業停止命令の要請受理

ア 交通総務課長（交通安全組織係）は、自動車運転代行業者の営業の停止処分をする場合は、規程様式第13の30により、あらかじめ、東京都知事に協議し、その同意を得ること。

イ 東京都知事から営業の停止処分の要請があつた場合は、交通総務課長（交通安全組織係）は、前アの手続により、当該自動車運転代行業者の営業の停止処分を行うこと。

2の4 運転代行業法による営業の廃止に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の11の2により、交通総務課長（交通安全組織係）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申基準

運転代行業法第24条に該当するとき。

(3) 上申に際しての添付書類

ア 事件記録の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

イ 認定申請関係書類の写し

ウ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(4) 処分の執行処理

処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業を営んでいる者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

(5) 処分の執行依頼等

#### ア 執行依頼

当該処分に係る自動車運転代行業を営む者の営業所の所在地が他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、交通総務課長（交通安全組織係）は、弁明の機会の付与が終了している場合を除き、処分移送通知書及び関係書類を添付して依頼すること。

#### イ 執行受理及び処理

交通総務課長（交通安全組織係）は、運転代行業法第25条第2項により他の公安委員会から処分移送通知書及び関係書類を受理した場合は、弁明の機会を付与し、処分の執行は、原則として当該処分に係る自動車運転代行業者の営業所の所在地を管轄する警察署長が行うこと。

#### (6) 東京都知事に対する協議

交通総務課長（交通安全組織係）は、自動車運転代行業を営んでいる者の営業の廃止処分をする場合は、規程様式第13の31により、あらかじめ、東京都知事に協議し、その同意を得ること。

### 2の4の2 遠隔操作型小型車の使用者に関するものの取扱い

#### (1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の5の2により、交通総務課長（モビリティ戦略第二係）から公安委員会に上申すること。

#### (2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

#### (3) 処分の執行処理

処分の執行は、交通総務課長（モビリティ戦略第二係）が行うこと。

### 2の4の3 特定自動運行実施者に関するものの取扱い

#### (1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の5の3により、交通総務課長（モビリティ戦略第二係）から公安委員会に上申すること。

#### (2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

#### (3) 処分の執行処理

処分の執行は、交通総務課長（モビリティ戦略第二係）が行うこと。

### 2の5 交通安全活動推進センターに関するものの取扱い

#### (1) 上申について

処分上申のうち、改善命令については規程様式第8の6、指定の取消しについては規程様式第8の7により、事案を取り扱った警察署長、交通規制課長又は駐車対策課長から交通総務課長（交通安全組織係）を経て公安委員会に上申すること。

#### (2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

交通安全活動推進センターに対する改善命令又は指定の取消しの執行は、交通総務課長（交通安全組織係）が行う。

2の6 指定講習機関に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申のうち、特定講習指導員の解任命令については規程様式第8の8、適合又は監督命令については規程様式第8の9、指定の取消しについては規程様式第8の10により、運転免許本部長（運転者教育課）から公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

指定講習機関に対する特定講習指導員の解任命令、適合若しくは監督命令又は指定の取消しの処分の執行は、運転免許本部長（運転者教育課）が行う。

2の7 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の11により事案を取り扱った警察署長から交通総務課長（交通安全組織係）を経て公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象事案の事実の証明に必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

推進委員の解嘱処分の執行は、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長が行うこと。

2の8 自動車の運行供用制限の処分等に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第8の2の4により事案を取り扱った警察署長から駐車対策課長（放置駐車対策センター使用制限係）を経て公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

上申に際しては、次に掲げる書類の全部又は一部を必要に応じて添付すること。

ア 保管場所法切符2枚目（交通事件原票）の写し

イ 交通切符又は交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し

ウ 現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）及び実況見分調書の写し

エ 自動車検査証等の写し

オ その他処分対象事案の事実の証明に必要な資料

(3) 処分の執行処理

自動車の運行供用制限処分の執行は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこと。

(4) 自動車の保管場所確保申告の受理及び標章の除去

自動車の保管場所確保申告の受理及び標章の除去の執行は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこと。

2の9 暴力団排除活動を妨害する行為を行つた者、暴力団員、事業者及び規制対象者に対する命令に関するものの取扱い

(1) 上申について

警察署における処分上申は、規程様式第8の17により、事案を取り扱つた警察署長から暴力団対策課長（特別排除係）を経て公安委員会に行うこと。

(2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

(3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、都民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与するために行うものであるから、その認定に当たっては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

(4) 上申に際しての添付資料

規程第5条第2号の15に規定するその他審査認定上必要となるものには、事業所等備付書類、契約に関する書類等処分の対象となる違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。

3 質屋、古物商及び古物市場主に関するものの取扱い

(1) 上申について

ア 処分上申は、規程様式第9により、上申事由に該当する被処分者の営業所の所在地を管轄する警察署長から、生活安全総務課長（防犯営業第二係）を経て公安委員会に行なうこと。

イ 上申事由に該当する被処分者の営業所の所在地（道府県に所在する場合を除く。）が、事案を取り扱つた警察署の管轄に属しないときは、事案を取り扱つた警察署長は、規程第5条に定める処分上申に必要な書類を添えて当該営業所の所在地を管轄する警察署長に通知すること。通知を受けた警察署長は、前記アによつて上申すること。

ウ 上申事由に該当する被処分者の営業所が、道府県に所在するものについては、事案を取り扱つた警察署長は、生活安全総務課長（防犯営業第二係）に通知すること。

エ 道府県公安委員会からの通知を受けた生活安全総務課長は、規程様式第9により公安委員会に上申すること。

(2) 上申基準



違反事実の内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要があると認められるときに行うこと。

(3) 上申上の留意事項

ア 上申事由に該当する違反事実が明らかになった場合は、それぞれの処分の種別により速やかに上申すること。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、具体的に記載すること。

4 警備業者等に関するものの取扱い

(1) 上申について

ア 処分上申は、規程様式第9により、上申事由に該当する被処分者の営業所の所在地を管轄する警察署長から生活安全総務課長（防犯営業第一係）を経て公安委員会に行うこと。

イ 上申事由に該当する被処分者の営業所の所在地（道府県に所在する場合を除く。）が、事案を取り扱った警察署の管轄に属しないときは、事案を取り扱った警察署長は、規程第5条に定める処分上申に必要な書類を添えて当該営業所の所在地を管轄する警察署長に通知すること。通知を受けた警察署長は、前アによつて上申すること。

ウ 前ア及びイの規定にかかわらず、資格者証等の返納命令については、規程様式第9の2により、事案を取り扱った警察署長から上申すること。この場合においては、被処分者の営業所の所在地を管轄する警察署長にその旨を通知すること。

エ 上申事由に該当する被処分者の営業所が道府県に所在するものについては、規程様式第9により、事案を取り扱った警察署長から生活安全総務課長（防犯営業第一係）を経て公安委員会へ上申すること。

(2) 上申基準

違反事実の内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要があると認められるときに行うこと。

(3) 上申上の留意事項

ア 処分事由に該当する違反事実が明らかになった場合は、それぞれの処分の種別により速やかに上申すること。

イ 警備業者等と警備員との関係において、個々の警備員の違反が警備業者等の法令違反に起因するものと認められるときは、その警備員の司法処分等と併せて警備業者等の処分を上申すること。

ウ 違反事実の認定に必要な事項は、具体的に記載すること。

(4) 上申に際しての添付資料

ア 規程第5条第4号ア(ア)に掲げる供述録取書は、警備業者等については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、同号ア(イ)及びイ(イ)に掲げる事実調査報告書は別記様式第4の2を用いて添付すること。

イ 規程第5条第4号ア(エ)及びイ(オ)に掲げるその他審査認定上参考となるものには、事案の内容に応じて、警備業法で規定する営業所備付書類、契約に関する書類等違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。

#### 4の2 探偵業を営む者に関するものの取扱い

##### (1) 上申について

ア 処分上申は、規程様式第9により、上申事由に該当する被処分者の営業所の所在地を管轄する警察署長から生活安全総務課長(防犯営業第三係)を経て公安委員会に行うこと。

イ 上申事由に該当する被処分者の営業所(道府県に所在する場合を除く。)が、事案を取り扱った警察署の管轄に属しないときは、事案を取り扱った警察署長は、規程第5条第4号の2に定める処分上申に必要な書類を添えて当該営業所の所在地を管轄する警察署長に通知すること。通知を受けた警察署長は、前アによつて上申すること。

ウ 上申事由に該当する被処分者の営業所が、道府県に所在するものについては、事案を取り扱った警察署長は、生活安全総務課長(防犯営業第三係)に通知すること。

エ 前アからウまでの規定にかかわらず、営業の廃止については、事案を取り扱った警察署長から、前記アによつて上申すること。この場合においては、被処分者の営業所の所在地(道府県に所在する場合を除く。)を管轄する警察署長にその旨を通知すること。

オ 道府県公安委員会からの通知を受けた生活安全総務課長は、規程様式第9により、公安委員会に上申すること。

##### (2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要があると認められるときに行うこと。

##### (3) 上申上の留意事項

ア 処分事由に該当する違反事実が明らかになった場合は、それぞれの処分の種別により速やかに上申すること。

イ 探偵業者と探偵業者の業務に従事する者(以下「業務に従事する者」という。)との関係において、業務に従事する者の違反が探偵業者の法令違反に起因するものと認められる場合は、業務に従事する者の司法処分等と併せて探偵業者の処分を上申すること。

ウ 違反事実の認定に必要な事項は、具体的に記載すること。

##### (4) 上申に際しての添付資料

ア 規程第5条第4号の2ア(ア)に掲げる供述録取書は、探偵業を営む者及びその業務に従事する者については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、同号ア(イ)及びイ(イ)に掲げる事実調査報告書は別記様式第4の2を用い

て添付すること。

イ 規程第5条第4号の2ア(エ)及びイ(オ)に掲げるその他審査認定上必要となるものには、事案の内容に応じて、使用人その他の従業者名簿、契約に関する書類、教育実施に関する書類等、違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。

#### 4の3 ストーカー行為者に関するものの取扱い

##### (1) 上申について

警察署における処分上申は、規程様式第9の3により、警察署長から生活安全総務課長（ストーカー対策室）を経て、警視総監に行うこと。

##### (2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、禁止命令等の処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

##### (3) 上申上の留意事項

ア 禁止命令等の処分は、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民生活の安全と平穏を保持するため行うものであるから、その認定に当たっては特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、具体的に記載すること。

#### 5 風俗営業者等に関するものの取扱い

##### (1) 上申について

ア 処分上申は、規程様式第10により被処分者の営業所又は事務所を管轄する警察署長から、保安課長（行政処分係）を経て公安委員会に行うこと。

イ 被処分者の営業所又は事務所が、事案を取り扱った警察署の管轄に属しないときは、当該事案を取り扱った警察署長は、規程第5条に定める処分上申を行う必要な書類を添えて被処分者の営業所又は事務所を管轄する警察署長に通知すること。通知を受けた警察署長は、前アによつて上申すること。

##### (2) 上申基準

ア 処分上申は、違反の内容、情状等から行政処分の必要があると認められるときに行うこと。

イ 前アの処分を上申するに際し、店舗型性風俗特殊営業に関連する浴場業、興行場業及び旅館業の許可営業者についても処分の必要がある場合は、併せて上申すること。

##### (3) 上申上の留意事項

ア 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者が、許可の日から6か月以内に開業しない場合または正当な理由がなく6か月以上休業している場合は、廃業をすすめ、これに応じないときは取消処分の意見を付して上申すること。

イ 風俗犯罪以外の法令違反のうち、暴行、恐喝、脅迫等のいわゆる粗暴事犯を犯し

た風俗営業者、特定遊興飲食店営業者及び飲食店営業者に対する処分上申は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために行うものであるから、その認定に当たっては特に慎重に行うこと。

ウ 被処分者の住所、氏名、生年月日、営業所等は、供述のみにたよることなく、許可台帳、住民票、届出書等と照合する等正確を期するとともに、氏名にはふりがなをつけること。

エ 違反事実は、具体的かつ明確に記載し、情状には、常習性の有無、改しゆんの状態その他認定上必要な事項をつとめて具体的にすること。

(4) 上申に際しての添付資料

ア 従業者または客による違反行為にあつては、必ず営業者の義務違反を明らかにする資料及び従業者が、その営業に従事中であつた事実を立証する資料

イ 営業所以外において行なわれた違反行為または他の法令違反による場合は、特にその営業との関連性を明らかにした資料

ウ 他人に名義を貸した事案については、実質営業者との関係、動機および事由を明らかにした資料

エ 関係者又は参考人の供述調書、供述録取書等の客観的裏付資料及び警察官の現認報告書等

オ 許可の日から6か月以内に開業しないもの又は正当な理由がなく6か月以上休業したもの若しくは3か月以上所在不明のものについては、付近居住者、親族、元従業者、家屋所有者、区役所、税務署等について調査した傍証及びその事実を確認する資料

カ 偽りその他不正な手段により許可若しくは承認を得た者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項各号の一に該当する事案は、名義人の供述調書と共にこれを裏付ける前科照会回答書等の書類

キ 業態に応じ、現場写真、録音、押収品目録その他投書、警察官の活動報告書、始末書、指示書等

ク 規程第5条第5号(上申に必要な書類等)に定める行政処分の場合に使用する供述録取書は、営業者及び違反に関係のある従業者については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、違反事實現認報告書は別記様式第5を、違反事実調査報告書は別記様式第5の2を用いて添付すること。

(5) 所轄庁に対する通知

風俗営業等の停止をした場合の所轄庁(管轄保健所)に対する通知は、公安委員会が決定の都度、保安課長(行政処分係)において行うこと。

5の2 少年指導委員に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第10の2により、少年育成課長から公安委員会に上申する

こと。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象であることを疎明するために必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

少年指導委員の解嘱処分の執行は、少年育成課長が行うこと。

5の3 性風俗営業等を営む者に関するものの取扱い

(1) 上申について

警察署における処分上申は、規程様式第10の3により被処分者の営業所等の所在地を管轄する警察署長から、保安課長（行政処分係）を経て公安委員会に行うこと。

(2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、営業停止処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

(3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、都民生活の平穏及び清浄な風俗環境を保持し、並びに個人の身体及び財産に対する危害の発生の防止のため行うものであるから、その認定に当たっては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

(4) 上申に際しての添付資料

ア 規程第5条第5号の2ア(ア)に掲げる供述録取書は、性風俗営業等を営む者及び従業者については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、同ア(イ)に掲げる違反事実現認報告書は別記様式第5を、違反事実調査報告書は別記様式第5の2を用いて添付すること。

イ 規程第5条第5号の2ア(ウ)及びイ(エ)に掲げるその他審査認定上参考となるものには、事案の内容に応じて、登記事項証明書、会議録、従業者名簿、委託契約書等、違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。

5の4 性関連禁止営業の発生を防止する必要性が高いと認められる区域として公安委員会が指定する区域内に所在する建物を所有等する者の取扱い

(1) 上申について

警察署における処分上申は、規程様式第10の3により被処分者が所有等する性関連禁止営業に係る建物の所在地を管轄する警察署長から、保安課長（行政処分係）を経て公安委員会に行うこと。

(2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、措置命令処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

(3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、都民生活の平穏及び清浄な風俗環境を保持し、並びに個人の身体及

び財産に対する危害の発生の防止のため行うものであるから、その認定に当たっては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

(4) 上申に際しての添付資料

ア 規程第5条第5号の2ア(ア)に掲げる供述録取書は、被処分者については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、同ア(イ)に掲げる違反事実調査報告書は、別記様式第5の3を用いて添付すること。

イ 規程第5条第5号の2ア(ウ)及びイ(エ)に掲げるその他審査認定上参考となるものには、事案の内容に応じて、登記事項証明書、会議録、賃貸借契約書、委託契約書等、違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。

6 銃砲等又は刀剣類に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第11の5により被処分者の住所地を管轄する警察署長又は事案を取り扱った警察署長から生活環境課長（銃砲刀剣類対策係）を経て公安委員会に行うこと。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象であることを疎明するために必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

許可又は射撃教習、射撃練習若しくはクロスボウ射撃の資格認定の取消処分は、当該処分の上申をした警察署長又は生活環境課長が行うこと。

7 指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等射撃指導員、クロスボウ射撃指導員、猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第11から同第11の4までの上申書により、被処分者の住所地又は事業所の所在地を管轄する警察署長から生活環境課長（銃砲刀剣類対策係）を経て公安委員会に行うこと。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象であることを疎明するために必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等射撃指導員若しくはクロスボウ射撃指導員の指定解除、教習終了証明書の交付の禁止、教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員の解任命令又は猟銃等保管業務若しくはクロスボウ保管業務の廃止命令若しくは停止命令の処分の執行は、当該処分の上申をした警察署長又は生活環境課長が行う。

7の2 猟銃安全指導委員に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、被処分者の住所地を管轄する警察署長又は事案を取り扱った警察署長から通知を受けた生活環境課長（銃砲刀剣類対策係）が、規程様式第11の5の2により、公安委員会に上申すること。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象であることを疎明するために必要な資料を添付すること。

(3) 処分の執行処理

猟銃安全指導委員の解嘱処分の執行は、生活環境課長が行うこと。

7の3 猟銃用火薬類等に関するものの取扱い

(1) 上申について

処分上申は、規程様式第11の5の3により、猟銃用火薬類等の譲渡許可証、譲受許可証若しくは消費許可書を交付した警察署長又は事案を取り扱った警察署長から生活環境課長（銃砲刀剣類対策係）を経て公安委員会に行うこと。

(2) 上申に際しての添付書類

処分対象であることを疎明するために必要な書類を添付すること。

(3) 処分の執行処理

許可の取消処分の執行は、当該処分の上申をした警察署長又は生活環境課長が行うこと。

8 デートクラブ営業者及び利用カード販売業者に関するものの取扱い

(1) 上申について

ア 警察署における処分上申は、規程様式第17により被処分者の営業所、事務所又は自動販売機を設置する場所（8において「営業所等」という。）の所在地を管轄する警察署長（接触場所を設けて営むデートクラブ営業については、事案を取り扱った警察署長）から、保安課長（行政処分係）を経て公安委員会に行うこと。

イ 被処分者の営業所等が、事案を取り扱った警察署の管轄に属しないときは、当該事案を取り扱った警察署長は、規程第5条に定める処分上申に必要な書類を添えて被処分者の営業所等を管轄する警察署長に通知すること。

ウ 前イにより通知を受けた警察署長は、前記アによって上申すること。

(2) 上申基準

ア 違反の内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

イ 営業の停止又は廃止については、原則として、その都度上申すること。

(3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、青少年の健全な育成を阻害する行為を防止し、又は清浄な風俗環境を保持するため行うものであるから、その認定に当たっては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

(4) 上申に際しての添付資料

ア 営業者の代理人、使用人その他の従業者（(4)において「代理人等」という。）による違反行為にあつては、営業者の義務違反を明らかにする資料及び代理人等がその営業に従事中であつた事実を立証する資料

イ 上申に係る行為と当該営業との関連性を明らかにする資料

ウ 営業関係者又は参考人の供述調書等の客観的裏付資料、警察官の現認報告書等

エ 規程第5条第8号（上申に必要な書類等）に定める行政処分のみの場合に使用する供述録取書は、営業者及び代理人等については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、違反事実現認報告書は、別記様式第5を用いて添付すること。

## 9 インターネット異性紹介事業者に関するものの取扱い

### (1) 上申について

ア 処分上申は、規程様式第11の6により、被処分者の事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては住居。以下「事務所」という。）の所在地を管轄する警察署長から少年育成課長（少年環境係）を経て公安委員会に行うこと。

イ 被処分者の事務所が、事案を取り扱った警察署の管轄に属しないときは、当該事案を取り扱った警察署長は、規程第5条に定める処分上申に必要な書類を添えて被処分者の事務所の所在地を管轄する警察署長に通知すること。通知を受けた警察署長は、前アによつて上申すること。

ウ 道府県公安委員会から通知を受けた少年育成課長は、規程様式第11の6により、公安委員会に上申すること。

### (2) 上申基準

違反内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

### (3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のため行うものであるから、その認定にあつては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

### (4) 上申に際しての添付資料

ア 規程第5条第9号ア(ア)に掲げる供述録取書は、インターネット異性紹介事業者及びその業務に従事する者については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、同号ア(イ)に掲げる違反事実調査報告書は別記様式第6を用いて添付すること。

イ 規程第5条第9号ア(エ)及びイ(オ)に掲げるその他審査認定上必要となるものには、事案の内容に応じて、登記事項証明書、業務に従事する者の名簿、契約に関する書類、事業運営マニュアル等、違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。



ウ 他人に名義を貸した事案については、実質事業者との関係、動機及び事由を明らかにした資料

エ 偽りその他不正な手段により届出をした者又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号の一に該当する事案は、名義人の供述調書と共にこれを裏付ける前科照会回答書等の書類

#### 10 特定異性接客営業者及び特定衣類着用飲食店営業者に関するものの取扱い

##### (1) 上申について

ア 警察署における処分上申は、規程別記様式第11の6の2により、被処分者の営業所等の所在地を管轄する警察署長から、少年育成課長（少年環境係）を経て公安委員会に行くこと。

イ 事案を取り扱った警察署長は、被処分者の営業所等の所在地が、他の警察署長の管轄に属するときは、規程第5条に定める処分上申に必要な書類を添えて当該他の警察署長に通知すること。

ウ 前イによる通知を受けた警察署長は、前記アによつて上申すること。

エ 事案を取り扱った警察署長は、被処分者が、東京都の区域内に客と接する場所を設定した無店舗型特定異性接客営業者であり、公安委員会への届出を要さないものであるときは、前記アに準じて自ら上申すること。

##### (2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、行政処分の必要性があると認められるときは、速やかに上申すること。

##### (3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止するために行うものであるから、その認定にあつては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

##### (4) 上申に際しての添付資料

ア 代理人等による違反行為にあつては、営業者の義務違反を明らかにする資料及び代理人等が当該営業に従事中であつた事実を立証する資料

イ 上申に係る行為と当該営業との関連性を明らかにする資料

ウ 営業関係者その他の参考人の供述調書等の客観的裏付資料、警察官の現認報告書等

エ 規程第5条第9号ア(ア)に掲げる供述録取書は、営業者及び代理人等については別記様式第3を、参考人については別記様式第4を用い、違反事実現認報告書は別記様式第5を、違反事実調査報告書は別記様式第5の2を用いて添付すること。

#### 11 インターネット端末利用営業者に関するものの取扱い

##### (1) 上申について

ア 警察署における処分上申は、規程様式第 11 の 7 により被処分者の店舗の所在地を管轄する警察署長から、サイバー犯罪対策課長（対策係）を経て公安委員会に行うこと。

イ 被処分者の店舗が、事案を取り扱った警察署の管轄に属しないときは、当該事案を取り扱った警察署長は、規程第 5 条に定める処分上申に必要な書類を添えて被処分者の店舗の所在地を管轄する警察署長に通知すること。

ウ 前イにより通知を受けた警察署長は、前記アによつて上申すること。

(2) 上申基準

違反の内容、情状等を十分検討し、営業停止処分の必要があると認められるときは、速やかに上申すること。

(3) 上申上の留意事項

ア 行政処分は、インターネット端末利用営業における健全なインターネット利用環境を保持するため行うものであるから、その認定に当たっては、特に慎重に行うこと。

イ 違反事実等の認定に必要な事項は、努めて具体的に記載すること。

(4) 上申に際しての添付資料

ア 規程第 5 条第 10 号ア(ア)に掲げる供述録取書は、営業者及びその業務に従事する者については別記様式第 3 を、参考人については別記様式第 4 を用い、同ア(イ)に掲げる事実調査報告書は別記様式第 4 の 2 を用いて添付すること。

イ 規程第 5 条第 10 号ア(エ)及びイ(オ)に掲げるその他審査認定上必要となるものには、事案の内容に応じて、登記事項証明書、業務に従事する者の名簿、契約に関する書類、業務マニュアル等、違反事実を立証するための裏付けとなる資料が該当する。

#### 第 4 有効通達に対する経過措置

このたびの警視庁行政処分取扱規程および関係規程等の制定（改正）施行の際、現に効力を有する通達中の規定内容で、制定または改正後の警視庁行政処分取扱規程および関係規程等に抵触する部分があるときは、それぞれ制定（改正）後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

別記様式（略）